

北海道科学大学大学院特別研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則第49条に基づく特別研究生に関し必要な事項について定める。

(出願資格)

第2条 出願資格は大学院修士課程を修了、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者とする。

(出願の受付)

第3条 出願期間は所定の期日までとし、出願の受付は3月及び9月の年2回とする。

(出願)

第4条 特別研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導教員の内諾を得て、次の各号に掲げる書類に本学大学院学則別表3に定める入学検定料を添えて所定の期間内に願出しなければならない。ただし、本学大学院修了生の場合は、第3号（ただし修了後3年未満の場合）の書類を欠くことができる。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (4) 所属長承諾書（勤務先を有する者）
- (5) 健康診断書

(入学選考)

第5条 入学の選考は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(入学手続)

第6条 合格者は、指定された期日までに所定の書類を提出し、本学大学院学則別表3に定める入学金及び授業料を納めなければならない。ただし、授業料については、4月、7月、10月、1月の4回に分けて納めることができる。

2 既納の授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。

(身分証の交付)

第7条 入学手続きを完了した者には、入学を許可し、身分証明書を交付する。

(研究期間)

第8条 研究期間は原則として1年とする。ただし引き続き研究をしようとするときは、所定の手続きをとらなければならない。

(退 学)

第9条 特別研究生が退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 退学のときにおける授業料は、在籍していた月分までの徴収とする。

(研究成果の報告)

第10条 特別研究生は研究終了後、研究成果を指導教員を経て学長へ報告しなければならない。

(研究証明書)

第11条 特別研究生から願い出があったときは、研究事項についての研究証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第12条 特別研究生については、この規程に定めるほか学則及びその他の規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

本学大学院学則別表3

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学の卒業生及び修了生は免除する。
授 業 料	10,000円	月額